

成年後見制度等利用促進基本計画（第二期）について

（地域連携ネットワークの強化及び中核機関の機能強化に向けて）

資料番号 3、資料番号 4 大田区成年後見制度等利用促進基本計画（第二期）を踏まえ、各団体の強みを活かして何ができるか、協議会として、地域連携ネットワークを強化するためにはどのような取組みが必要か、また、自由意見として、他自治体の取組みの紹介などについて、発表していただく。

第 6 回協議会事前調査票取りまとめ

① 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(素案)を踏まえて、貴団体の強みを活かして、どのような取組みができるか。

- 東京にある 3 つの弁護士会（東京、第一東京、第二東京）の垣根を超え、大田区にゆかりのある弁護士が、大田区成年後見制度等利用促進基本計画推進のため、弁護士という立場で協力できるようなチームを作ることができればいいのではないかと思う。【三弁護士会】
- 成年後見制度等の権利擁護支援の正しい理解と周知啓発に、講師・相談員等で全面的に協力するとともに、権利擁護支援検討会議に引きつづき司法書士を派遣する。
また、市民後見人等の人材の育成に引きつづき協力する。【司法書士会】
- 権利擁護支援の相談窓口として、法律職による相談窓口を設置されているが、権利擁護支援には第二期基本計画でも掲げられているように、本人の意思決定支援にどう向き合うかという課題がある。そういった課題に対しては、外部の専門職として、社会福祉士が活用できると考えている。本会では意思決定支援についての研修を基礎編、応用編として実施しており相談対応できる人材を育成している。
- 成年後見制度につなげる前に、検討する場面として実施されている「権利擁護支援検討会議」を中央だけではなく、4 庁舎で実施できる体制の構築、さらに事案によってはもう少しコンパクトに、必要性や補充性を検討できる仕組みをつくっていくことに取り組む必要があるのではないかと考える。【社会福祉士会】
- 成年後見制度の性質上、個人情報の制約を考えすぎて対応はなかなか前に進まないことが現状である。現在、自治会連合会としては、本制度の広報や機会あるごとに地域の方に周知を図っている。
- また、自治会連合会として一人住まいの高齢者・障がいのある方など支援が必要な方の見える化を図るために、今年度、自治会連合管内や単会の自治会・町会管内ごとの地図を購入し、支援の必要度に応じて地図上にポイントを置いて、自治会役員等がいつでも地域の状況把握ができる体制を 18 特別出張所ごとの課題として勉強会を開いている。【自治会連合会】

- 成年後見の利用が進むように地域の活動の中でPRを促進していく。【民生委員】
- 公証人としては、任意後見契約に関する公正証書の作成に関する相談及び公正証書の作成を行うとともに、区や社会福祉協議会等から、任意後見契約に関する講演、質疑応答に関する講演会の申し込みがあれば、講師等をさせていただくことは可能である。【公証役場】
- 後見人等受任者、被後見人、法定後見に至らない納税者(納税義務者)の税務に関する相談を恒常的に受けている。大田区の地域共生社会の実現を目指す包括的支援体制の中で、後方支援として積極的に連携していき、税理士会員及びその顧客向けの「成年後見制度等に関する相談会又は講習会」を専門職のご協力を戴き開催することも制度の普及に繋がると思う。
- 施策1の[施策の展開]の中で、こどもから高齢者まで各世代の区民の方に、分かりやすい動画を発信するとしているが、周知啓発の手段として有効であると思う。この動画を活用して、小中高の学校において、授業時間の一コマをお借りして制度の話をするのは、制度の周知啓発に繋がるのではないかと思われる。【税理士会】
- 老いじたくセミナーの開催、権利擁護相談会などを地域に向けて定期的を開催することが有効である。包括支援センターは、地域の高齢者を中心に講座やセミナーを開催することは可能であるが、開催するためには包括支援センターだけでなく、協議会の各団体と連携して行うことが効果的だと思われる。【地域包括支援センター】
- 介護サービスを提供している現場は、介護支援専門員、介護サービス事業所がお互いの連携をもって常にチームケアを心がけている。特に複合的な課題があるケースについては、通常のケースと比較すると地域包括支援センターとの連携を密にとる必要がある。地域ケア会議を通しての協働はすでに行われているが、介護現場のネットワークは成年後見制度等利用促進において、事後的な対応が中心になるのが現状である。その際には、介護サービスの提供及び連携を十分に発揮していきたい。また、介護サービスを利用している方の認知症早期発見ということについて、介護サービス従事者はそれなりの実力を発揮できることから、成年後見制度の周知・理解啓発は、介護サービス事業者が専門職へつなげるお手伝いができると思う。【介護保険サービス団体連絡会】
- 障害者の権利擁護に関する相談窓口として、情報提供や必要な支援につなげる役割を担いながら、成年後見制度の正しい理解啓発や必要な方に届くように周知する。ケースにより、権利擁護支援チームの一員として本人の意思決定を支援するとともに、チームの一員となる障害者支援者、相談員の理解促進、育成に取り組んでいく。権利擁護支援を担う人材(市民後見人)の養成支援、受任後はチーム支援の一員としてバックアップを行っていきたい。【基幹相談支援センター】

○広報資材（パンフレット・チラシ等）の病院・クリニックでの掲示、配布に協力することができる。**【医療機関 医師会】**

○計画の各施策について、医学・医療的な視点からの妥当性の確認が必要である。**【医療機関 東邦大学】**

② 協議会として地域連携ネットワークを強化するためにどのような取組みが必要か。

○8050 問題や児童虐待などでも、高齢、障害、児童など単一分野のネットワークでは対応できない課題が増えている。「重層的支援体制整備」などの視点を踏まえ、既存のネットワークが重なり合うなど、「地域連携ネットワーク」の重要性が高まっていると感ずる。このようなネットワークを構築するためには、地域での支援が求められる具体的な事例検討を多機関、多職種が集まって検討し、「顔の見える関係」の中で事例検討を進めることが意味をもつと考える。具体的な事例について、効果的な支援方法を考えていく中で、地域の連携、ネットワークが現実のものになっていくと考える。こうしたネットワーク取りまとめる役割が中核機関には求められる。事例検討については、協議会で集約し、地域連携ネットワークを地域のシステムとしていくための整理が必要である。**【学識経験者】**

○協議会の構成員以外の地域団体等の傍聴やオブザーバー参加を認めて、場合によっては意見を聴かせていただく機会があってもいいのではないだろうか。**【三井護士会】**

○この協議会の委員の所属する団体等において、その団体等の構成員に対して、成年後見制度等の権利擁護支援のための地域連携ネットワークについて周知し、理解を得ることが必要である。**【司法書士会】**

○年に2回の協議会のなかでは、せっかくの重要な意見が各委員から示されても、その場の発言・発信で終わってしまい、次の会議までに蓄積されていくとは言い難い現状ではないか。例えば、これまでに出た大事な意見として、「個人情報の取扱い」（専門職・専門機関というよりも、地域住民として、といった観点）、医療機関や金融機関との連携について、大田区独自の共有ツールをつくる、など、協議会の間に作業部会を設けるなどの工夫も必要かと感じている。**【社会福祉士会】**

○各関係機関との情報共有を更に進めていきたい。**【民生委員】**

○任意後見契約公正証書作成について、社会福祉協議会が受任者となって積極的に参加していただくことを期待している。**【公証役場】**

- まずそれぞれの機関が、この協議会が行われていること、大田区成年後見制度等利用促進基本計画(素案)をきちんと共有することが大切だと思う。
- もっと権利擁護について気軽に相談できる環境を作ること、相談窓口や対応する職員を増やすことなどが必要だと思う。
- 各機関と協働して地域に向けたセミナーを開催すること（以前、東京第二弁護士会と包括で地域に向けた講座を開催していた。弁護士へ相談する機会はなかなか作れるものではないが、相談することへのハードルと下げることにも目的の一つとしていた）

【地域包括支援センター】

- 介護サービス事業者は、地域のインフォーマルな社会資源や介護福祉分野以外の社会資源との協働が慣れていないことがある。地域包括支援センターがファシリテーターとなり介護事業所とネットワークの橋渡しをしていただくと連携がとりやすくなる。地域社会資源同士の懇談会など、生活圏域を考慮して開催するのがいいのではないかな。

【介護保険サービス団体連絡会】

- 連携する相手がどんな役割を持ち、何ができるのかを互いに理解しながら地域が活性化するように、その発信と協議を続けことが肝要かと思われる。**【基幹相談支援センター】**

- 区内の各種個別支援会議や認定審査会等、既存の会議体において、成年後見制度利用の検討がなされるような仕組み作りが必要ではないかと考える。区内在住者が区外精神科病院へ中長期入院となっている場合、成年後見制度利用の必要性の検討ができるような仕組み作りも必要である。

- 8050 世帯への支援や、親亡き後、身寄りのない人への支援を見据え、世帯単位への支援と共に、近い将来に成年後見制度利用を検討する必要性がある方の把握が必要であると考えます。

【東京精神保健福祉士協会】

- 各関係者の役割分担の整理、相談窓口の設置、個別支援体制を構築するとともに、いわゆる困難事例に対応するための特別チーム結成への主体的な参画（チームビルディング、リーダーシップ、進捗管理等）が求められる。

- 各者の主体的な参加を促すため、事例検討会等により各者の具体的な参画プロセスや役割が見える化することも必要である。**【医療機関 医師会】**

- 情報発信が不十分であり、市民公開講座開催など直接的に協議会が情報提供するのによいのではないかな。**【医療機関 東邦大学】**

③ 自由意見等（他自治体の取組みの紹介など）

○横浜市は地域包括支援センターなどが核になり、分野を超えたネットワークを中核機関（各区ごとに設置）がとりまとめ役となって進んでいると考える。また、横浜市は家庭裁判所との連携も進んでいると感ずる。

○8050 問題に関しては、国分寺市の障害者基幹相談センターなどが中心となり、いろいろな検討を進めていると感じている。【学識経験者】

○国では「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を提言し、全国でモデル事業が試行されている。この事業は、今後モデルではなく、全国各地で実施できるような体制整備となることが望ましいと考えている。大田区においても、決して専門職が潤沢に存在するわけではなく、他の支える仕組みがないために、結局成年後見制度を利用するしかない、として多くの後見人等候補者推薦依頼が本会にも入っている。内容を吟味すると、「成年後見制度が本当に必要なのか」と疑問を感じる事例や、早期の段階から丁寧に支援者とつながっていくことが求められる事案が多くなっている。今ある既存の仕組み以外の新たな権利擁護支援モデル（日常的金銭管理や意思決定支援サポーター、それを監督する職能団体など）といったもの考えていくことが重要ではないか。【社会福祉士会】

○包括支援センターで相談がある権利擁護が必要な方々は、時間とお金に余裕がある方は非常に少ない（地域性もあるが）。そういった方々のほうが認知症や疾病で成年後見制度が必要になる。単身や高齢世帯は相談する力が無い。そうならないためにアウトリーチがとても重要なので「おいじたく」などの啓発活動をしているが、そこに来ない、取りこぼされる方々の相談のほうが多いのが現状である。その方々に権利擁護の意識を持ってもらうことは非常に難しく、現実にはその時々状況に合わせたセーフティネットが必要で、何が出来るか何をすべきか考える必要がある。

○大田区には23包括があるが、すべての包括に協議会を開催していることを伝える機会がない。本来なら私がここで述べる意見は23包括の代表として伝えるべきと思うが、23包括で共有して話し合う機会がない。包括代表で出ているにも関わらず伝える機会が無く、計画だけが進んでいることが気になる。本来は高齢福祉課との相談するべきことになるのか？

【地域包括支援センター】

○日常生活での買い物や預金出金代行は、成年後見制度を利用せず事業所の責任において行っているが、正確にいうと法に抵触する可能性はあるのか。【介護保険サービス団体連絡会】